

意匠審査基準の一部改訂について

2019年4月26日に意匠審査基準が一部改訂されました。様々な改訂がありましたが、そのうち、従来は保護されなかった意匠を権利化できるようになった点を中心に、一部を抜粋してご紹介させていただきます。

なお、改訂意匠審査基準は、本年5月1日以降の出願に適用されます。

1. 点灯部を有する物品について(21.1.1.1②)

従来、無体物である光の作用で表れるものは意匠を構成しないとされていました。つまり、例えば自動車ランプや照明器具の点灯状態で表れる美感を意匠権で保護することはできませんでした。

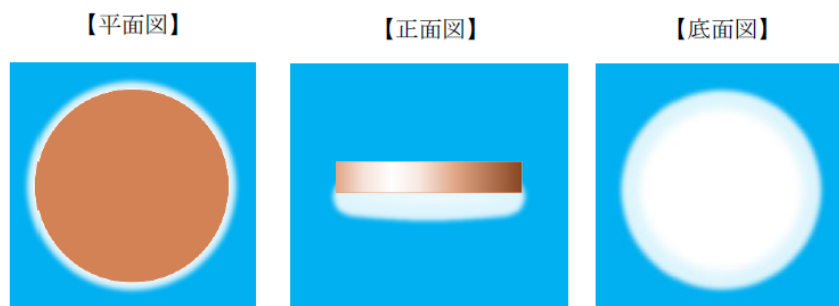
しかし、今回の改訂により、『当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う』こととなりました。

従いまして、例えば物品「照明器具」において、内部の点灯部の点灯により外側の笠に何らかの模様が表れる場合は、その意匠を保護することができるようになりました。

また、点灯状態における意匠が変化する場合は、その変化の前後にわたる意匠について、いわゆる動的意匠としても権利化することが可能となっています。

但し、以下の例のように、願書に添付した図面において点灯状態のみが表されており、点灯によって輪郭がぼやけていることにより形態を特定することができない場合は、意匠が具体的なものと認められず、意匠法3条1項柱書違反の拒絶理由に該当することとなりますので、ご留意下さい。

意匠に係る物品「天井じか付け灯」



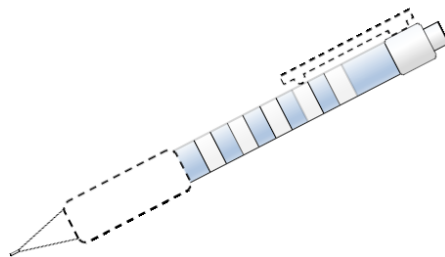
(特許庁意匠審査基準第12頁より引用)

2. 部分意匠における一意匠一出願の緩和(71.7.1.2.1(3))

今回の改訂により、部分意匠出願において、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型に追加がありました。そのうち以下の例についてご説明致します。

一意匠として意匠登録を受けることができるものの例

【事例】 「シャープペンシル」



(特許庁意匠審査基準第 119 頁より引用)

上記の図において、上方のクリップ部と下方のグリップ部とが部分意匠の範囲外となっており、意匠登録を受けようとする部分はペン先と筒体部です。

従来の基準ですと、物理的に分離した二以上の部分につきましては、形態的一体性又は機能的な一体性がなければ一意匠と取り扱われず、一意匠一出願に違反すると判断されていました。

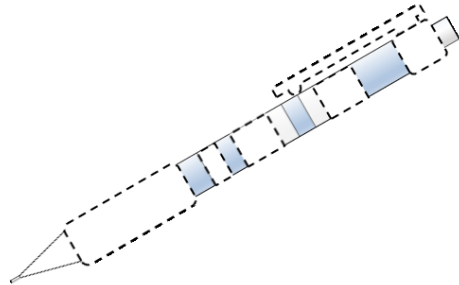
しかし、今回の改訂により、『ある用途及び機能を果たすための部分や、形態的なまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである』場合は一意匠として取り扱われることとなりました。

これにより、物品に点在する複数の部分を除いたその余の部分の権利化(いわゆるディスクレーム型出願)をより容易に行うことが可能となりました。

但し、以下の例のように、部分意匠の範囲が『物理的に多数分離し、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る一の意匠としてのまとまりがないものについては、一意匠として取り扱われ』ませんので、ご注意ください。

一意匠として意匠登録を受けることができないものの例

【事例】「シャープペンシル」



(特許庁意匠審査基準第 119 頁より引用)

以上

(文責:意匠商標部 弁理士 上田 知恵)